

平成 29 年度 第 5 回 長野市放課後子ども総合プラン推進委員会
議事要旨

- 開催日時 平成 30 年 2 月 16 日（金） 午前 10 時から午前 11 時 10 分まで
- 場 所 市役所第一庁舎 7 階 第 2 委員会室
- 出席委員 小山 隆 放課後子ども総合プラン運営委員会（浅川小学校区）
堀内 澄子 長野市地域児童育成活動連絡協議会
石坂 晶子 長野市 P T A 連合会
石田 三千夫 長野市民生委員児童委員協議会
内田 五月 放課後子ども総合プランコーディネーター（城山小学校区）
大日方 進 長野市児童館館長・施設長会
北澤 麻弥 放課後子ども総合プランアドバイザー
丸田 俊也 長野上水内校長会（小学校校長会）
山川 千恵子 公募委員
吉池 優子 公募委員
- 出席事務局 9 人（上杉こども未来部長、櫻井こども政策課長、樋口教育次長副任、町田保健給食課長ほか）
- 傍 聴 者 1 人
- 報道機関 2 社

○議事要旨

発言者	内容
事務局	1 開会 推進委員会として成立していることを報告 公開であることを説明
	2 あいさつ 小山委員長
事務局	3 議事 （1）長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン（案）について 長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン（案）について、 資料 1、資料 2 により説明

委員	第3章の5「障害のある児童への対応」における「受入れに努めることを前提として」は、「受入れることを前提として」又は「受入れに努めることとして」にすべきである。前者は受入れが当然となり、後者は努力義務となる。
委員	保護者には、最初から受入れを拒むのではなく、前向きに検討いただきたいという思いがある。「受入れに努めることを前提として」が適当であり、「受入れに努めることとして」では弱く、「受入れることを前提として」では施設の負担が大きくなってしまわないか。
委員	受入れることは当然であり、現場の職員も努力していることと思う。受入れに際して施設・設備が整わない場合、市が確保できるかが課題である。
事務局	受入れる姿勢を持って、受入れに努めていくという考え方は共通であり、表記の問題と捉える。「受入れに努めることを前提として」が文法上の明らかな誤りでなければ、許容されるのではないか。
委員	努力義務に「前提」を加えたからといって意味が強くなるものではない。
事務局	「受入れに努めます。」で文章を区切り、その後に「このことを前提として」と続けるよう改めてはいかがか。
委員長	このことについて、ご意見はあるか。 (委員から意見なし)
委員	第3章の6「児童虐待が疑われる場合の対応」で、「通告しなければなりません。また、学校に連絡し」となっているが、まず学校に連絡し、連携した上で通告するのが順番ではないか。
事務局	児童虐待が疑われる児童を発見した者が通告しなければならないという法律の趣旨に沿った表記としている。学校との連携は大切であるが、学校が主体となって対応すべきものと思われたいようにしたい。
委員	趣旨については理解できるが、学校に相談しないで通告した場合、学校との関係に影響を与えないかが心配である。
委員	学校の立場もあるため、学校との連携は重要と考える。「通告しなけ

委員	ればなりません。また、その際には、学校と綿密に連絡を取り」としてはどうか。
事務局	<p>「学校に連絡し」は不要と考える。児童センターや子どもプラザは公共の児童福祉施設であり、職員は児童虐待を発見したらすぐに行動しなくてはならない。「学校に連絡し」があると学校と施設の間に主従的な関係があるように読める。</p>
委員長	<p>学校への連絡については、「学校及び関係機関と連携して」の記載により明らかなため、委員提案のとおり「学校に連絡し」を削除し、「速やかに通告しなければなりません。また、学校及び関係機関と連携して適切に対応します」に改めてはいかがか。</p>
委員	<p>このことについて、ご意見はあるか。</p>
事務局	<p>(委員から意見なし)</p>
委員長	<p>第3章の2「育成支援の内容」について、事業関係者から「ガイドラインが示す内容は高度であるため実態にそぐわない」という意見が出されているが、現場から反発の声が出た場合に、市ではどのように対応するのか。</p>
事務局	<p>県が実施する支援員の資格認定研修は、国の運営指針が示す支援内容の習得を目的としたカリキュラムとなっており、修了者には国が示す支援の水準を理解いただいていることと思う。</p> <p>ガイドラインでは、支援員の役割を明確にするため、運営指針が示す支援の内容のうち特に重要な事項のみを記載しているが、内容が高度すぎるという方には、初めから高い水準を目指すのではなく、その水準に向けて努力いただくようお願いしたい。</p>
委員長	<p>(2) 答申書(案)について</p> <p>答申に当たっては、推進委員会として答申書を作成しなければならないが、その内容について事務局から提案はあるか。</p>
事務局	<p>答申書(案)を配布するので、これに基づいてご検討いただきたい。</p>
委員長	<p>配布いただいた案について、ご意見はあるか。</p> <p>(委員から意見なし)</p>

委員長	<p>答申書は、案のとおりとする。</p> <p>4 答 申 小山委員長から上杉こども未来部長に答申書を交付</p>
委員	<p>5 その他 市では、今後、ガイドラインに沿った運営ができているかを評価していただき、公表に努めていただきたい。</p> <p>また、国の運営指針の第2章「事業の対象となる子どもの発達」は、発達心理学の理論に基づいて解説がされているので、支援員の知識を深めるため、研修等に導入していただきたい。</p>
委員	<p>来年度から事業を利用しなくなる方を対象にアンケートを実施しているが、調査結果は何に活用するのか。</p>
事務局	<p>利用をやめる理由を把握して、今後の事業運営に生かすためのものである。</p> <p>6 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>